

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		住宅建築物耐震改修等事業				事業開始年度		平成20年度										
上位施策名		危機管理体制の整備				担当局		都市整備局										
根拠法令等		建築物の耐震改修の促進に関する法律、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱、高松市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱				担当課		建築指導課										
実施の背景		阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られたが、特に建築基準法に基づく現行の新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物に大きな被害が発生した。国においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を27年までに9割とする目標を定めた。本市においても、これに基づき「高松市耐震改修促進計画」を作成し、住宅・建築物の耐震化を促進している。																
目的 (どのような状態にしたいのか)		耐震診断や耐震改修にかかる負担を軽くするための補助制度を設けることにより、住宅・建築物の耐震化を促進し、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的及び経済的被害を軽減する。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	個人住宅、緊急輸送道路沿道の民間建築物、多数の者が利用する民間建築物																
	実施方法	□直接実施 □委託 ■補助金																
	事業内容 (手段、手法など)	以下、旧耐震基準の住宅・建築物を対象 ①【住宅耐震改修等事業】(H23.4.1~) 対象：戸建て住宅、長屋建て住宅及び併用住宅で、耐震改修工事については、耐震診断により、地震により倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されていること。 対象者：対象となる住宅を所有し居住する方。ただし、市税の滞納のない方 対象事業：耐震診断 耐震改修工事 ②【緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業】(H20.7.1~) 対象：国勢調査による人口集中地区内の緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物で、地震時の倒壊で道路閉塞の恐れがあるもの 対象事業：耐震診断 耐震改修・建替え工事 【民間建築物耐震改修等事業】(耐震診断と結果報告が義務化) ③要緊急安全確認大規模建築物(診断：H25.11.25~、診断以外：H26.4.1~) 対象：病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等 対象事業：耐震診断 補強設計 耐震改修・建替え工事 ④要安全確認計画記載建築物(H26.4.1~) 対象：香川県建築物耐震化推進プランに記載された避難路(人口集中地区内にある第1次輸送確保路線)沿いの建築物で、地震時の倒壊で道路閉塞の恐れのあるもの 対象事業：耐震診断 補強設計 耐震改修・建替え工事																
	関連事業 (同一目的事務事業等)																	
コスト			26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	事業費合計		175,791	千円	136,011	千円	42,771	千円	20,583	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)		<負担金、補助及び交付金> 136,011千円 緊急輸送道路沿いの耐震診断棟数 2棟 4,773千円 " 耐震改修棟数 2棟 78,660千円 民間住宅の耐震診断棟数 162棟 13,904千円 (うちH24繰越分 131棟 11,191千円) 民間住宅の耐震改修棟数 46棟 38,674千円 (うちH24繰越分 28棟 22,931千円)															
	人件費		3.5	人	25,340	千円	3.5	人	25,340	千円	2.4	人	17,863	千円	2.2	人	16,632	千円
	総事業費		201,131	千円	161,351	千円	60,634	千円	37,215	千円								
財源内訳	国県支出金		126,467	千円	95,969	千円	37,302	千円	15,436	千円								
	地方債			千円		千円		千円		千円								
	その他特財			千円		千円		千円		千円								
	一般財源		74,664	千円	65,382	千円	23,332	千円	21,779	千円								
	財源合計		201,131	千円	161,351	千円	60,634	千円	37,215	千円								

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	住宅建築物耐震改修等事業		事業開始年度	平成20年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	①耐震改修工事の予定住宅棟数 (単年目標値)	棟	40	40	30
	②緊急輸送道路沿いの耐震改修対象棟数	棟	51	57	60
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	①耐震改修工事の予定住宅棟数のうち、耐震改修実施済棟数	棟	46	37	26
	②耐震改修対象建築物のうち、耐震改修実施済棟数	棟	4	0	0
成果目標 (目標設定理由等)	①耐震改修工事を予定する住宅棟数190棟に対する耐震化率の向上 ②緊急輸送道路の沿道に位置し、該当規模の民間建築物棟数51棟に対する耐震化率の向上				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	①住宅の耐震改修実施済棟数(累積)の目標値に対する耐震化率	%	57.3	33.1	13.6
	②対象建築物の耐震化率	%	7.8	0.0	0.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>《実施状況》 広報や出張相談、個別訪問等を実施し、耐震化や助成制度の周知を行っている。</p> <p>《課題》 耐震改修工事の事業費が高額であることや、工事期間中の建築物の使用が制限(移転等)されることなどから、工事の実施まで結びつきにくい。</p> <p>《今後の事業方針》 広報活動の拡充とともに、対象建築物の所有者等に直接、電話連絡や面会等により、補助の内容を細かく説明するとともに、耐震化の必要性・重要性の理解に努める。</p>				
住民意向分析	<p>25年度に住宅の耐震診断を実施した方へのアンケートの結果(回答数174件)では、耐震診断を受けたきっかけについて(複数回答可)、地震への不安(140件)とともに、補助制度があること(126件)などが理由に挙げられる一方、改修工事に対しては(複数回答可)、費用面(46件)や日常生活に影響がある工事(24件)などを理由に耐震改修工事への対応が難しい意見があった。</p>				
類似都市の状況	<p>いずれの都市も、国の指針に基づき同様の耐震化に対する助成を実施している。</p>				
備考					

住宅建築物耐震改修等事業

■耐震基準とは？

一定の強さの地震が起きても倒壊や損壊しない建築物が建てられるよう、建築基準法が定めている基準のこと

- ・旧耐震基準（S56.5.31 まで）震度5強程度の地震で、ほとんど損傷しないことを検証
- ・新耐震基準（S56.6.1 から）震度5強程度の地震で、ほとんど損傷しないことに加え、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことを検証

■耐震診断とは？

建築士などの専門家が、建物の壁の強さ・バランス・接合部の状況や劣化状況などを調査・検査して、大地震に対して建物が倒壊しないかどうかの耐震性を総合的に評価、判定



倒壊した木造住宅（阪神淡路大震災）

■補強設計とは？

耐震診断で倒壊する可能性がある判断された場合は、倒壊しないためにどのように補強するか計画を立て、そのための設計を行うもの

■耐震改修とは？

大地震の揺れに耐え、建物が倒壊しないように必要な補強を行うもの

■本市の助成制度

① 住宅耐震改修等事業 戸建て住宅、長屋建て住宅等を対象

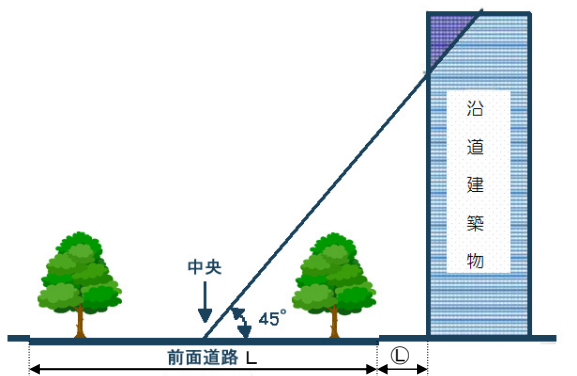
耐震診断 事業費(耐震診断に係る費用)			事業者負担
補助金(最大9万円)			
市 (約28.4%)	県 (約28.3%)	国 1/3	
9/10		1/10	

耐震改修 事業費(改修工事に係る費用)			事業者負担
補助金(最大90万円)			
市 1/8	県 1/8	国 1/4	
1/2		1/2	

② 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業（緊急輸送道路沿いの建築物等）

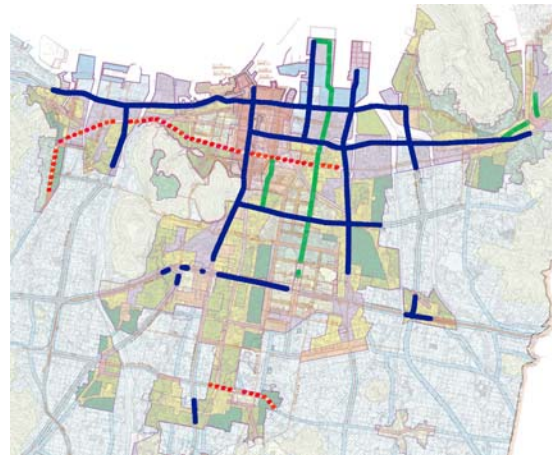
地震発生時に人命救助と緊急物資輸送の機能確保が必要な道路沿いで、地震時の倒壊で道路をふさぐ恐れのある建物（3階建て以上かつ1,000㎡以上）等を対象

道路閉塞の恐れのある建築物



対象建築物
 $L > 12m$ の場合 建築物の高さ $> (L/2 + \text{L})$
 $L \leq 12m$ の場合 建築物の高さ $> (6 + \text{L})$

緊急輸送道路（人口集中地区内）



—— 第一次輸送確保路線
 —— 第二次輸送確保路線
 第三次輸送確保路線

住宅建築物耐震改修等事業

【緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業の続き】

	事業費(耐震診断に係る費用)			
A	補助金(最大400万円)			事業者負担
	市 1/6	県 1/6	国 1/3	
	2/3		1/3	
	事業費(改修工事に係る費用)			
B	補助金(最大6,000万円)			事業者負担
	市 1/6	県 1/6	国 1/3	
	2/3		1/3	

③ 要緊急安全確認大規模建築物

ホテル、病院、学校など不特定多数の方が利用する建物のうち大規模なもの等を対象

例) 保育所・幼稚園	階数2以上、かつ延べ面積1,500㎡以上
老人ホーム	階数2以上、かつ延べ面積5,000㎡以上
病院、店舗、ホテル等	階数3以上、かつ延べ面積5,000㎡以上

(法で、耐震診断と高松市への結果報告が義務化(期限 H27.12月末))

	補助基準額			
C	補助金(面積による上限単価)			国からの直接補助
	市 1/4	県 1/4	国 1/3	
	5/6		1/6	

補強設計 Aと同じ(別途、国の直接補助1/6(実質事業者負担1/6))

	事業費(改修工事に係る費用)				
	補助金(最大4,035万円)			国の直接補助 21.8%	事業者負担
	市 1/6	県 1/6	国 11.5%		
	1/3	1/3	1/3		

④ 要安全確認計画記載建築物(第一次輸送確保路線沿いの建築物等)

香川県指定の第一次輸送確保路線に敷地が接し、地震時の倒壊で道路をふさぐおそれのある建物等を対象(法で、耐震診断と高松市への結果報告が義務化(期限 H33.3月末))

耐震診断 Cと同じ

補強設計 Aと同じ(別途、国の直接補助1/6)
(実質事業者負担1/6)

耐震改修 Bと同じ(別途、国の直接補助1/15)
(実質事業者負担4/15)



道路を遮断した倒壊建築物(阪神淡路大震災)